

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の業務方法書の一部変更について

平成 1 9 年 8 月 2 3 日

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構

1 . 業務方法書の変更の趣旨

本機構においては、業務方法書に競争入札その他の契約に関する基本的事項について記載し、適正な業務運営に努めてきたところであるが、今後、業務の公共性及び運営の透明性を一層確保する観点から、契約に関する情報公開に係る取組を強化することとし、業務方法書の変更により、その内容を明らかにするものである。

2 . 業務方法書の変更のポイント

- (1) 随意契約について、一定額以上のものについて、契約内容及び随意契約によることとした理由を機構のホームページにおいて公表する。
- (2) 毎年度、公共工事の発注見通しに関してホームページにおいて公表する。

新旧対照表

改正案	現行
<p>独立行政法人 沖縄科学技術研究基盤整備機構 業務方法書</p> <p>第1章～第9章 略</p> <p>第10章 競争入札その他の契約に関する基本的事項</p> <p>(契約の方法)</p> <p>第20条 機構は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、公告して申し込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、予定価格が少額である場合その他別に定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。</p> <p><u>(契約に関する情報の公開)</u></p> <p><u>第20条の2 機構は、随意契約を締結した場合は、別に定める金額以上のものについては、契約内容並びに随意契約によることとした根拠及び理由等を機構のホームページにおいて公表するものとする。</u></p> <p><u>2 機構は、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通し等に関する事項で、別に定めるものを機構のホームページにおいて公表するものとする。</u></p> <p>第11章 略</p>	<p>独立行政法人 沖縄科学技術研究基盤整備機構 業務方法書</p> <p>第1章～第9章 略</p> <p>第10章 競争入札その他の契約に関する基本的事項</p> <p>(契約の方法)</p> <p>第20条 機構は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、公告して申し込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、予定価格が少額である場合その他別に定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。</p> <p>第11章 略</p>